

館長	公使	總務	政治	情文	領事	經濟	儀典	電言	文書	庶務	會計
			外		務	省					

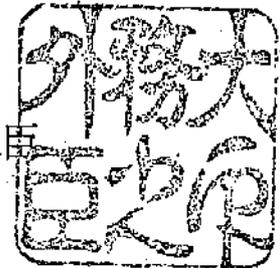
登記  
10月28

重北第1177号

昭和44年10月9日

在大韓民国大使 殿

外 務 大 臣



在韓日本人遺骨の引取りについて

1. 在韓日本人遺骨の引取りに関しては、わが方の数次にわたる接衝にも拘らず、在日韓国人軍人軍属の遺骨問題に関連する韓国政府の反対により実施出来ず、足踏み状態にあつたところ、先般の第3回日韓定期閣僚会議において、日韓両国は積極的にこれを処理することに合意をみたこと（別紙参照）、また、その後の会談においても、その具体的な引渡し、



引取りにつき、相互に前向きに協力を約していることにかんがみ、わが方としては、早期に在韓日本人遺骨の引取りを具体化することといたしたい。

2. 引取りが問題となっている在韓日本人遺骨は、(イ)戦前のソウル市日本人墓地のもので、在ソウル市火葬場所長室に安置されているもの(約5,000体)(ロ)在ソウル旧開教院のもので、<sup>2</sup>革<sup>2</sup>溪寺に安置されているもの(約150体)(ハ) <sup>2</sup>徳積諸島の軍人軍属の遺骨(客年11月27日往信亜北第1453号参照)等があるところ、今般、厚生省と協議の結果、(イ)は、目下のところ、本邦に具体的な引取り人なく、<sup>2</sup>(ロ)は、浄土宗総本山知恩院と韓国側関係者間で交渉中であるので、(ハ)の特殊性を考慮して先づ第1に<sup>2</sup>徳積諸島の軍人軍属の遺骨引取りについて韓国側と交渉を行なうこととした。
3. ついては、韓国政府当局に対し、わが方と

しては、上述 1. の合意に基づき、徳積諸島軍人軍属の遺骨収集を行なうため、早期に遺骨調査収集団を派遣したい旨申入れて韓国側の了承を得るとともに、情報提供、現地協力方を要請ありたく、結果回報ありたい。

なお、この際、本件収集団は、3名程度の構成で、現地の協力を得て遺骨収集を行なう予定で、特に新聞等マスコミが大々的にこれを取上げて韓国民の感情を刺激せざるよう慎重に取扱う旨付言ありたい。

付 属 添 付

別紙

兩國の關係は、現在日本國政府により保管されている第二次大  
戰中戦没した韓國人遺骨の引き渡しを早急になされることを希望  
し、これがためまず確認のできる遺族及び縁故者に当該遺骨を渡  
すことに合意した。なお、兩國の政府は韓國にある日本人遺骨の  
保全及び日本側關係者による引きとりに関し、さらに兩國間で話  
し合いを行なうことに合意した。